

## 第3次健康日本21いちのみや計画策定委員会の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第3次健康日本21いちのみや計画策定委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴の受付は、会議開始30分前から会場において開始するものとし、傍聴を希望する者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票(様式第1)に記入しなければならない。

2 団体に傍聴を希望する場合には、代表者又は責任者が、その団体の名称及び傍聴を希望する者の氏名を前項の傍聴人受付票に記入し、又は名簿等を添付しなければならない。

3 傍聴を希望する者には、傍聴整理券(様式第2)を交付するものとする。

4 会議が書面決議となる場合は、傍聴の受付は行わない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、会場の状況によっては、会長が定員を減らすことができる。

2 傍聴は、先着順に受け付ける。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他危険な物を所持している者

(2) 異様な服装をし、若しくは容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗のぼりの類及び拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他会場に対し示威運動となるおそれがあるものを携帯している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 議事に対して可否を表明し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音若しくは録画をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場し

なければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴人がこの規程に違反する場合はこれを制止し、その命令に従わない場合はこれを退場させることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この規程は、令和7年4月4日から施行する。

様式第1（第2条関係）

第3次健康日本21いちのみや計画策定委員会  
傍聴人受付表

年 月 日

傍 聴 人 住 所	傍 聴 人 氏 名

- ※本受付票に、傍聴する方の住所・氏名をご記入の上、係員に提出してください。
- ※団体に傍聴する場合は、本受付票に代表者又は責任者が、団体の名称及び傍聴する方を記入してください。（傍聴する方全員が分かる名簿等を添付していただいても結構です。）
- ※傍聴に関しては、別紙の規則を遵守してください。

様式第2（第2条関係）

傍聴整理券 No.

会議名称	
日 時	年 月 日（ ）午後 時 分から
場 所	

注意事項：定員（5人）を超えた場合は、先着順となりますのでご了承ください。  
傍聴にあたっては、会長等の指示に従い、下記の事項を遵守してください。

記

傍聴人の遵守事項

- （1）私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。
- （2）飲酒又は喫煙をしないこと。
- （3）みだりに席を離れないこと。
- （4）議事に対して可否を表明したり、議事の妨害となるような行為をしないこと。
- （5）写真等の撮影、録音及び録画をしないこと。
- （6）前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。